一般社団法人日本総合健診医学会 優秀論文賞 規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本総合健診医学会優秀論文賞(以下「本賞」)に関わる事項を 定めるものである。

(目的)

第2条 一般社団法人日本総合健診医学会(以下「本学会」)は、本学会が発行する会誌に掲載された優れた論文を表彰することを通して、会員の学術活動のさらなる展開、及び会員間の交流・継承を促進し、ひいては総合健診ならびに予防医学の発展に寄与することを目的とする。

(種類)

- 第3条 本賞には以下の賞を設ける。
 - (1) 邦文論文賞
 - (2) 英文論文賞

(審査対象)

- 第4条 前条の各賞の審査対象は次の各号とする。
 - (1) 邦文論文賞 応募年度の本学会会誌に掲載された邦文原著論文。
 - (2) 英文論文賞 応募年度の本学会会誌に掲載された英文原著論文。

(資格)

- 第5条 本賞を授賞できる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 邦文論文賞 第4条(1)にいう原著論文の筆頭著者である者。
 - (2) 英文論文賞 第4条(2)にいう原著論文の筆頭著者である者。

(選考委員会)

- 第6条 本賞の選考は、学術委員会構成員、編集委員会委員長、及び国際委員会委員長で構成する 選考委員会により選考するものとし、委員長は学術委員会委員長が務める。ただし、構成員が 次の各号の一つ以上に該当するときは、選考の任に当たってはならない。
 - 一. 構成員が、審査対象の論文の筆頭著者、若しくは共著者である場合。

- 二. 構成員が、審査対象の論文の筆頭著者、若しくは共著者に指導、又は助言している場合。
- 三. 構成員が、審査対象の論文の筆頭著者、若しくは共著者と利益相反状態にある場合。
- 2 前項のただし書きにより選考の任に当たれない構成員が生じた場合、その減じた数を上限として、選考委員会は、代理の者を選任することができる。ただし、その場合であっても前項のただし書きの各号の一つ以上に該当する者を指名してはならない。
- 3 編集委員会委員長及び国際委員会委員長が、本条第1項によりその任に当たれない時は、当該 委員会の委員を当該委員長の代理として、当該委員会の委員長が指名しなければならない。ただ し、第1項のただし書きの各号の一つ以上に該当する者を指名してはならない。
- 4 本条第2項及び第3項により指名された者は、当該年度の選考だけを行うことができる。

(選考)

- 第7条 邦文論文賞、英文論文賞のいずれも毎年度各1編以内を授賞候補とする。
- 2 前項の規定にも関わらず、選考委員会に於ける選考において決することができない場合は、複数の論文を授賞候補とすることができる。
- 第8条 受賞候補とした論文は、選考委員会から理事会に推薦し、理事会において承認する。

(選考基準)

第9条 選考基準は、当該論文の、発展性及び将来性、学術的貢献度、独創性、並びに論文の完成 度等として点数付けし、選定する。

(表彰)

第10条 各賞の受賞者には、賞状及び副賞を授与する。

(その他)

第11条 本規程の実施に際して必要なことは、学術委員会において別途定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、学術委員会で起案し、理事会の承認を得る。

附則

この規程は、 2021年12月16日から施行する。